

職業訓練の申込みを検討しておられる 雇用保険受給資格者の皆さんへ

R8.3

詳しくは窓口にてご確認ください。

ハローワーク神戸

3階 ③ 職業訓練相談コーナー

○ 職業訓練とは・・・ 職業訓練は早期受講による早期就職を目的としています。

積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職が困難な求職者の皆さんが、再就職するにあたって、職業相談の過程の中で必要と判断された場合に、一定期間職業訓練施設で知識や技能を習得していただく制度です。したがって、勉学や資格取得だけを目的とした受講はできません。

職業訓練には、公共職業訓練と求職者支援訓練があります。いずれも受講料は無料で、教科書代等は自己負担です。

職業訓練の申込みを希望される方は、可能な限り訓練説明会に参加する等により、訓練内容を相談・把握したうえで申し込んでください。

(職業訓練は失業中の方が対象です。週20時間以上働くと、アルバイト程度でも失業状態ではないので、受講できません。)

○ 公共職業訓練とは・・・

主に雇用保険受給者を対象としており、国や都道府県が運営する訓練施設及び同校から委託された訓練機関が、訓練を実施します。

○ 求職者支援訓練とは・・・

主に雇用保険受給資格がない方を対象としており、認定を受けた専門学校等を中心とした訓練機関が、訓練を実施します。

訓練開始前に「就職支援計画書」の交付を受けていただき、訓練受講期間中及び訓練終了後3ヶ月間、月1回の指定来所日にご来所いただく必要があります。

● 受講指示とは・・・

- ① 雇用保険受給資格者の方で、ハローワークが皆さんの再就職に役立つと判断した場合には、職業訓練に申し込みができます。
- ② 訓練開始日時点で所定給付日数のうち受給済日数が下記の日数未満である方が訓練施設の選考に合格された場合、公共職業安定所長が訓練の受講を指示します。
- ③ 受講指示を受けて入校された方は、自己都合退職の場合給付制限が訓練開始日前日で解除され、受講期間中に基本手当の所定給付日数が支給終了になった後も、訓練が終了する日まで引き続き基本手当が支給され(訓練延長給付)、受講手当(1日500円・上限40日)や通所手当(交通費・条件あり)も支給されます。
- ④ 受講指示を受けて県内の訓練を受講する場合、訓練開始日の前日(指定時間)に受講指示及び失業の認定の手続きでハローワークに来所していただきますので、必ず予定をあけておいてください。
- ⑤ 受講指示を受けて入校された方は、失業認定の方法が変わります。訓練受講中は認定対象期間が月単位に変更となり、公共職業訓練を受講される方は訓練施設経由で、求職者支援訓練を受講される方はご自身で直接ハローワークへ「認定関係書類」を提出していただきます。訓練受講中は、あらかじめ指定されていた失業認定日にハローワークへ来ていただく必要はありません。

【受給済日数表】 ※受給済日数が下の表の日数未満であることが必要です (個別延長給付の日数を除く)

所定給付日数	90日	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
受給済日数 (給付制限あり)	60日	80日	100日	120日	140日	150日	150日	150日	150日	150日
受給済日数 (給付制限なし)	90日	120日	120日							

○受講指示の対象外のために、訓練受講中や受講前に雇用保険が支給終了となる見込みの方は、求職者支援制度の職業訓練受講給付金に該当する場合がありますので、事前にご相談ください。

○ 受講推薦とは・・・(受講指示及び職業訓練受講給付金に該当しない方)

① 公共職業訓練の受講指示を受けることができない方が、再就職に役立つと判断された場合には、訓練の受講を推薦します。

② 受講推薦を受けて入校された方は、訓練延長給付・受講手当・通所手当の支給はありません。

また、訓練受講中でも失業認定日には受付時間中にハローワークの給付担当窓口で失業の認定を受ける必要があります。

○ 職業訓練の受講を修了した場合は、原則として修了後1年間は職業訓練の受講はできません。

○雇用保険受給中の方の公共職業訓練(申込～就職)の流れ

※訓練相談窓口で訓練科目・内容等についてご相談ください。

1 階、2 階、3 階の訓練掲示板でも各コースの案内をしています。

訓練受講相談・申込みの受付時間は、土・日・祝日・年末年始を除く 8 時 30 分～15 時 00 分です。



公共職業訓練受講希望の相談の流れ

- 訓練制度の説明を受けてください。
 - * 訓練実施施設の説明会、見学会に参加して、訓練内容等を確認しましょう。
 - * 訓練職種にかかる求人検索等により求人資料の収集をしましょう。
- 訓練や求職状況によっては、リスキリング支援センターによるキャリアコンサルティングを受ける必要があります。
- ハローワークの訓練窓口で、訓練受講の必要性が認められた場合に、入校願書を交付します。
- デュアルシステム(職場実習付)のコースは、訓練開始日までにジョブカードの交付を受けることが要件となります。
(ジョブカードの交付を受けるには、事前に相談の予約と、指定様式への記入等準備のうえ相談時に持参が必要です。)



入校願書提出

(原則として住所を管轄する安定所の担当窓口へ、受付時間内にご本人が持参してください。)

訓練受講申込みの受付時間は、土・日・祝日・年末年始を除く 8 時 30 分～15 時 00 分です。



選 考 (面接及び筆記試験等)

受験票の郵送は行いませんので、当日は時間に遅れないよう直接選考会場へお越しください。



合格発表 (不合格の場合は、別の訓練コースの申し込みが可能となります。)

※受講期間中に雇用保険が支給終了見込みであって、受講指示の対象外(受講推薦)となる方のうち、職業訓練受講給付金の受給を希望される場合は、雇用保険支給終了見込みの日の約1ヶ月前頃までに、職業訓練受講給付金の事前審査が必要となりますので、早めにご相談ください。



- 本人の雇用保険の残日数・職業経歴・求職条件・求職活動状況及び労働市場の状況を考慮して、安定所が再就職に役立つと判断した場合に、受講指示又は受講推薦、支援指示を行います。
- 受講指示対象者の方が受講指示日に来所されなかった場合や所定の失業の認定日に来所されなかった場合は、受講指示は行われず訓練校に入校できない場合がありますので、ご注意ください。



公共職業訓練施設入校

入校後は100%出席し、訓練修了後3か月以内に雇用保険に加入できる再就職を目指しましょう。



受講中の職業相談
ハローワーク等からの
求人情報提供



就職

